

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 消防関係手続における押印の省略等について

消防関係手続における押印の省略等について

押印の省略について

消防署へ提出いただく全ての申請・届出書等について、感染症拡大防止の臨時的措置として押印がされていない場合であっても受付を行います。(申請書等の真正性を確認する必要があると認められる場合は、電話等で問い合わせをさせていただきます。)

電子メール等の活用について

申請・届出書等については、可能な限り電子メール、郵送等でも受付を行います。2部提出が必要な申請書等を郵送される場合は、1部を副本として返却しますので 切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。

このページに関するお問い合わせ

予防課

〒811-3131 古賀市今在家167-1

メールアドレス：shidou@khfd-119.koga.fukuoka.jp

電話：092-944-0021（予防課直通）

FAX：092-944-0462

